

2 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
□□には「30」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4

※「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を○で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告される場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「平成 年」の空白に「31」と書き、平成31年（2019年）1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例3】（20ページから21ページ）を参照してください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

申告の種類を表示します。株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を○で囲みます。あなたが青色申告者の場合は、「青色」も○で囲みます。

第三表9欄へ（10ページ）

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

合計所得金額とは... 第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

3 第二表を作成します。

作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成31年（2019年）4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

この事例では、株式等をお売りになった方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」(8ページ参照)の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、「⑳〜㉒配偶者(特別)控除」欄は記載しません。

扶養控除については8ページ及び「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページを参照してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

☞ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

住所	A市××町1-23-9		
給与・賞与	11,800,000	9,600,000	1,350,000
社会保険料	120,000	100,000	50,000
基礎控除	380,000		

申告書B第一表(左下部)

雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	900,000
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	100,000
地震保険料控除	15	50,000
寄附金控除	16	
寡婦・寡夫控除	18	000,000
勤労学生・障害者控除	19-20	000,000
配偶者(特別)控除	21-22	000,000
扶養控除	23	000,000
基礎控除	24	380,000
合計	25	1,430,000

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します(「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。第三表②5欄へ(10ページ)

21~22 配偶者(特別)控除

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたの合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、21~22欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

【配偶者(特別)控除額】

あなた(居住者)の合計所得金額	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円超	950万円超 1,000万円以下		
配偶者の合計所得金額	38万円以下(控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
配偶者の合計所得金額	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者特別控除
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円		

23 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことで、
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成8年1月2日から平成12年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことで、
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことで、
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことで、

【扶養控除額】

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

24 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

5 第三表の分離課税の「収入金額」や「所得金額」などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA0036

住所: A市××町1-23-9
氏名: 国税 一郎

収入金額	所得金額	税金の計算	その他
短期譲渡			
長期譲渡			
一般株式等の譲渡	350,000		
上場株式等の譲渡	2,400,000		
先物取引			
山林			
退職			
短期譲渡			
長期譲渡			
特定分			
一般株式等の譲渡	152,500		
上場株式等の譲渡	583,800		
先物取引			
山林			

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

収入金額	所得金額	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額	①	350,000円	2,400,000円
その他の収入	②		
小計(①+②)	③	350,000	2,400,000
取得費(取得価額)	④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料	⑤		16,200
小計(④から⑥までの計)	⑦	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1)	⑧		
差引金額(③-⑦-⑧)	⑨	152,500	583,800
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2)	⑩		
所得金額(⑨-⑩)	⑪	152,500	583,800
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑫		
繰越控除後の所得金額(⑪-⑫)	⑬	152,500	583,800

☞ 合計所得金額(6ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の「所得金額」⑨合計欄の金額

ロ 第三表の「所得金額」⑪一般株式等の譲渡欄の金額(赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の「所得金額」⑬上場株式等の譲渡欄の金額(赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,600,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,800円
合計所得金額	10,336,300円

⑥ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の「所得金額」〔⑨合計〕欄に記載した金額(6ページ参照)と「所得から差し引かれる金額」〔②⑤合計〕欄に記載した金額(8ページ参照)を転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑤⑨		
短期譲渡	軽減分	⑥⑩		
長期譲渡	一般分	⑥⑪		
長期譲渡	特定分	⑥⑫		
長期譲渡	軽減分	⑥⑬		
一般株式等の譲渡		⑥⑭	152500	
上場株式等の譲渡		⑥⑮	583800	
上場株式等の配当等		⑥⑯		
先物取引		⑥⑰		
山林		⑥⑱		
退職		⑥⑲		
総合課税の合計額		⑨	9600000	
所得から差し引かれる金額		②⑤	1430000	
課税される所得金額		⑦⑩	8170000	
⑨⑩対応分		⑦⑪	000	
⑨⑪対応分		⑦⑫	000	
⑨⑫対応分		⑦⑬	735000	
⑨⑬対応分		⑦⑭	000	
⑨⑭対応分		⑦⑮	000	
⑨⑮対応分		⑦⑯	000	
⑨⑯対応分		⑦⑰	000	

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑩対応分	⑦⑱	1243100
⑦⑪対応分	⑦⑲	
⑦⑫対応分	⑦⑳	
⑦⑬対応分	⑦㉑	110250
⑦⑭対応分	⑦㉒	
⑦⑮対応分	⑦㉓	
⑦⑯対応分	⑦㉔	
⑦⑰対応分	⑦㉕	
⑦⑱対応分	⑦㉖	
⑦㉑対応分	⑦㉗	
⑦㉒対応分	⑦㉘	
⑦㉓対応分	⑦㉙	
⑦㉔対応分	⑦㉚	
⑦㉕対応分	⑦㉛	
⑦㉖対応分	⑦㉜	
⑦㉗対応分	⑦㉝	
⑦㉘対応分	⑦㉞	
⑦㉙対応分	⑦㉟	
⑦㉚対応分	⑦㊱	
⑦㉛対応分	⑦㊲	
⑦㉜対応分	⑦㊳	
⑦㉝対応分	⑦㊴	
⑦㉞対応分	⑦㊵	
⑦㉟対応分	⑦㊶	
⑦㊱対応分	⑦㊷	
⑦㊲対応分	⑦㊸	
⑦㊳対応分	⑦㊹	
⑦㊴対応分	⑦㊺	
⑦㊵対応分	⑦㊻	
⑦㊶対応分	⑦㊼	
⑦㊷対応分	⑦㊽	
⑦㊸対応分	⑦㊾	
⑦㊹対応分	⑦㊿	
⑦㊺対応分	⑧①	1353350

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑲欄までの金額を、対応する⑦⑪欄から⑦⑰欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑲欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑱欄から⑦㉞欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,430,000円)が⑨欄の金額(9,600,000円)から引ききれているから、その残額である8,170,000円を⑦⑩欄に書き、⑥⑭欄、⑥⑮欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑦⑬欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
 8,170,000円 × 0.23 - 636,000円 = 1,243,100円 (⑦⑱欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15% (他に住民税5%) ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑦⑱欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額(⑦⑱欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】	152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】	583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額	22,800円 + 87,450円	=	110,250円 (⑧①欄に書きます。)

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

課税される所得金額	②⑥	000
上の②⑥に対する税額又は第三表の⑥⑭	②⑦	1353350
配当控除	②⑧	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	②⑨	
政党等寄附金等特別控除	②⑩	
住宅耐震改修特別控除	②⑪	
住宅特定改修・固定住宅新築等特別控除	②⑫	
差引所得税額	②⑬	1353350
災害減免額	②⑭	
再差引所得税額(基準所得税額)	②⑮	1353350
復興特別所得税額(②⑮×2.1%)	②⑯	28420
所得税及び復興特別所得税の額(②⑮+②⑯)	②⑰	1381770
外国税額控除	②⑱	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②㉑	1241000
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(②㉑-②⑳)	②㉒	140700
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(第1期分・第2期分)	②㉓	
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(第3期分の税額)	②㉔	
納める税金	②㉕	140700
還付される税金	②㉖	
配偶者の合計所得金額	②㉗	
専従者給与(控除)額の合計額	②㉘	
青色申告特別控除額	②㉙	
基準額・所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	②㉚	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②㉛	
本年度で差し引く繰越損失額	②㉜	
平均課税対象金額	②㉝	
変動・臨時所得金額	②㉞	
申告期限までに納付する金額	②㉟	000
延納届出額	③①	000

「②⑧配当控除」、「③⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑪~③⑬政党等寄附金等特別控除」、「③⑭~③⑯住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

③⑧ 差引所得税額
②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③⑪~③⑬欄、③⑭~③⑯欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④① 再差引所得税額(基準所得税額)
③⑧欄の金額から「③⑱災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④② 復興特別所得税額、
④③ 所得税及び復興特別所得税の額
④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④②欄に書いてください。
また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④③欄に書いてください。

④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額
④③欄の金額から「④⑥外国税額控除」、「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「④⑦納める税金」の2分の1以上の金額を平成31年(2019年)3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、平成31年(2019年)5月31日(金)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。